

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
1	<p>第1章 総則</p> <p>第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 指定地方行政機関 (1)～(8) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 指定地方行政機関 (1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 国土地理院中部地方測量部</u></p> <p><u>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</u></p> <p><u>イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</u></p> <p><u>ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</u></p> <p><u>エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</u></p> <p><u>(10) 環境省関東地方環境事務所</u></p> <p><u>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</u></p> <p><u>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u></p> <p><u>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</u></p> <p><u>エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</u></p> <p><u>(11) 防衛省南関東防衛局</u></p> <p><u>ア 所管財産使用に関する連絡調整</u></p> <p><u>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整</u></p> <p><u>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</u></p>	<p>○これまで記載漏れであった国土地理院中部地方測量部を指定地方行政機関に追加</p> <p>○新たに環境省関東地方環境事務所、防衛省南関東防衛局を指定地方行政機関に追加</p>
7	<p>第4節 磐田市の自然的条件</p> <p>1 位置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 面積、人口、世帯数</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 人口 <u>170,234人</u> (平成29年12月末現在)</p>	<p>第4節 磐田市の自然的条件</p> <p>1 位置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 面積、人口、世帯数</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 人口 <u>170,038人</u> (平成30年12月末現在)</p>	<p>○時点修正</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（平成30年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
8 9	<p>ウ 世帯数 <u>66,629世帯</u>（平成29年12月末現在） 2・3 （略）</p> <p>第5節 予想される災害と地域 1～3 （略）</p> <p>4 土石流、地すべり、がけ崩れ 本市における土砂災害警戒区域は <u>270箇所</u>が指定（平成28年度末現在）されており、降雨時や地震時の被害が予想される。 なお、土砂災害警戒区域に指定されていない土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所等でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。 5～8 （略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p>	<p>ウ 世帯数 <u>67,479世帯</u>（平成30年12月末現在） 2・3 （略）</p> <p>第5節 予想される災害と地域 1～3 （略）</p> <p>4 土石流、地すべり、がけ崩れ 本市における土砂災害警戒区域は <u>342箇所</u>が指定（平成29年度末現在）されており、降雨時や地震時の被害が予想される。 なお、土砂災害警戒区域に指定されていない土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所等でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。 5～8 （略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p>	<p>○時点修正</p>
11	<p>第2節 河川災害予防計画 1～3 （略）</p>	<p>第2節 河川災害予防計画 1～3 （略）</p>	
12	<p>4 浸水想定区域の指定と通知 (1) 県、国土交通省は、洪水予報を実施する河川又は <u>特別警戒水位</u>を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長に通知するものとする。 (2) （略） 5 （略）</p>	<p>4 浸水想定区域の指定と通知 (1) 県、国土交通省は、洪水予報を実施する河川又は <u>洪水特別警戒水位</u>を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長に通知するものとする。 (2) （略） 5 （略）</p>	<p>○用語の改正に伴う修正（水防法第13条関係）</p>
13	<p>6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 (1) 磐田市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に <u>報告しなければならない。(追加)</u></p>	<p>6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 (1) 磐田市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に <u>遅滞なく報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。</u></p>	<p>○避難確保計画、自衛水防組織を変更した場合にも、同様の報告が必要であることを追記する。（水防法第15条の3第2項及び第7</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（平成30年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	<p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めるとともに、自衛水防組織を置いたときは、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に _____ 報告しなければならない。<u>(追加)</u></p>	<p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めるとともに、自衛水防組織を置いたときは、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に<u>遅滞なく</u>報告しなければならない。<u>当該事項を変更したときも同様とする。</u></p>	<p>項)</p>
14	第6節 土砂災害防除計画	第6節 土砂災害防除計画	
15	1 (略)	1 (略)	
	<p>2 土砂災害のソフト対策（土砂災害防止法関連対策）</p> <p>市は、県により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）に指定された場合には、土砂災害防止法に基づき警戒避難体制の整備を図るものとする。また、指定される見込みがある区域についても警戒避難体制の整備を図るよう努める。なお、本市における土砂災害警戒区域等は、資料8-05＜土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧表＞のとおりである。</p>	<p>2 土砂災害のソフト対策（土砂災害防止法関連対策）</p> <p>市は、県により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）に指定された場合には、土砂災害防止法に基づき警戒避難体制の整備を図るものとする。また、指定される見込みがある区域についても警戒避難体制の整備を図るよう努める。なお、本市における土砂災害警戒区域等は、資料8-05＜土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧表＞のとおりである。</p>	
16	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)	
	<p>(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p>ア 磐田市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に _____ 報告しなければならない。<u>(追加)</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(4)～(12) (略)</p>	<p>(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p>ア 磐田市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に<u>遅滞なく</u>報告しなければならない。<u>計画を変更したときも同様とする。</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(4)～(12) (略)</p>	<p>○避難確保計画を変更した場合にも、同様の報告が必要であることを追記する。（土砂災害防止法第8条の2第2項）</p>
18	<p>第7節 <u>治山</u>災害防除計画</p> <p>治山事業は荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を行う事業である。事業推進のため、関係機関に要請するものとする。</p>	<p>第7節 <u>山地</u>災害防除計画</p> <p><u>1 山地災害対策</u></p> <p>地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」として</p>	<p>○表題に用いている「治山」という言葉が馴染まないため、「山地災害防除計画」に修正するとともに、内容</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（平成 30 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	<p>地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所は、「山地災害危険地区」として県が設定し県民に情報提供している。</p> <p>本市における山地災害危険地区は、資料 8-07<山地災害危険地区一覧表>のとおりである。</p> <p>また、毎年度、6月1日～15日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を図る。</p>	<p>県が設定し、県民に情報提供している。</p> <p>なお、本市における山地災害危険地区は、資料 8-07<山地災害危険地区一覧表>のとおりである。</p> <p>2 治山事業 荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る事業である。事業推進のため、関係機関に要請するものとする。</p> <p>3 総合的な山地災害対策 毎年度、6月1日～15日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を図る。</p>	<p>を3つの項目に分けて整理し、県地域防災計画（共通対策編）の修正内容を反映させる。</p>
25	<p>第16節 防災知識の普及計画</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 普及すべき内容</p> <p>市は、防災知識の普及にあたっては、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項は概ね次のとおりである。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 災害時の心得</p> <p>ア・イ (略)</p>	<p>第16節 防災知識の普及計画</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 普及すべき内容</p> <p>市は、防災知識の普及にあたっては、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項は概ね次のとおりである。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 災害時の心得</p> <p>ア・イ (略)</p>	
26	<p>ウ 早期避難の重要性、避難場所、<u>時期等</u>の徹底</p> <p>エ <u>非常食料、身の回り品等の準備</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>オ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等</p> <p>(8) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>ウ 早期避難の重要性、避難場所・<u>避難路等の事前確認</u>の徹底</p> <p>エ <u>食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を維持するための準備</u></p> <p>オ <u>避難所の適正な運営</u></p> <p>カ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等</p> <p>(8) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>○県が新たに作成した「避難生活の手引き」、並びに「避難所運営マニュアル」の改訂に伴って修正された県地域防災計画（共通対策編）との整合を図る。以下、第19節及び第20節に同じ。</p>
28	<p>第19節 防災訓練</p> <p>1 (略)</p> <p>2 総合防災訓練の実施</p> <p>災害が発生した場合に災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。特に災害対策基本法の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況</p>	<p>第19節 防災訓練</p> <p>1 (略)</p> <p>2 総合防災訓練の実施</p> <p>災害が発生した場合に災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。特に災害対策基本法の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況</p>	

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（平成30年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
29	<p>に鑑み、県が実施する訓練に協力し、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災会、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、概ね次の事項に重点をおき、市は、総合防災訓練を行うものとする。</p> <p>また、総合防災訓練では、要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(9)</u> 給水・炊出し</p> <p><u>(10)</u> 応急復旧</p> <p><u>(11)</u> 遺体措置</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>に鑑み、県が実施する訓練に協力し、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災会、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、概ね次の事項に重点をおき、市は、総合防災訓練を行うものとする。</p> <p>また、総合防災訓練では、要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 避難所運営</u></p> <p><u>(10)</u> 給水・炊出し</p> <p><u>(11)</u> 応急復旧</p> <p><u>(12)</u> 遺体措置</p> <p>3～6 (略)</p>	
30	<p>第20節 自主防災会の育成</p> <p>1 (略)</p> <p>2 自主防災会の概要</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 活動内容</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害時の活動</p> <p>地域の警戒、<u>被害状況の把握・伝達、出火防止及び初期消火、救出救護、避難命令の伝達及び避難誘導、給食・給水等</u>を行う。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第20節 自主防災会の育成</p> <p>1 (略)</p> <p>2 自主防災会の概要</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 活動内容</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害時の活動</p> <p>地域の警戒、<u>情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等</u>を行う。</p> <p>3・4 (略)</p>	
38	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 組織計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害対策組織</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 磐田市災害対策本部</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 組織計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害対策組織</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 磐田市災害対策本部</p>	

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（平成30年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
40	<p>ア～エ （略）</p> <p>オ 県への報告</p> <p>災害対策本部を設置した時には、遅滞なく<u>静岡県西部危機管理局</u>（以下「<u>県西部危機管理局</u>」という。）長に報告する。災害対策本部を廃止した場合も同様とする。</p> <p>(4) （略）</p>	<p>ア～エ （略）</p> <p>オ 県への報告</p> <p>災害対策本部を設置した時には、遅滞なく<u>静岡県西部地域局</u>（以下「<u>県西部地域局</u>」という。）長に報告する。災害対策本部を廃止した場合も同様とする。</p> <p>(4) （略）</p>	<p>○県の組織改編に伴う修正。</p> <p>以下、第4節、第6節及び第7節に同じ。</p>
42	<p>第4節 通信情報計画</p> <p>1～7 （略）</p> <p>8 異常現象発見の通報</p> <p>(1) 略</p>	<p>第4節 通信情報計画</p> <p>1～7 （略）</p> <p>8 異常現象発見の通報</p> <p>(1) 略</p>	
46	<p>(2) 市は、異常な現象に係る通報があった場合には、その概況について<u>県西部危機管理局</u>に通報するものとする。</p>	<p>(2) 市は、異常な現象に係る通報があった場合には、その概況について<u>県西部地域局</u>に通報するものとする。</p>	
47	<p>第6節 災害救助法の適用計画</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 災害救助法の適用手続</p>	<p>第6節 災害救助法の適用計画</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 災害救助法の適用手続</p>	
49	<p>(1) 県への報告</p> <p>市は、市内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要について<u>県西部危機管理局</u>を経由して、知事に報告する。</p> <p>(2) （略）</p> <p>5～7 （略）</p>	<p>(1) 県への報告</p> <p>市は、市内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要について<u>県西部地域局</u>を経由して、知事に報告する。</p> <p>(2) （略）</p> <p>5～7 （略）</p>	
49	<p>第7節 避難救出計画</p> <p>1 （略）</p> <p>2 避難</p> <p>(1)～(6) （略）</p>	<p>第7節 避難救出計画</p> <p>1 （略）</p> <p>2 避難</p> <p>(1)～(6) （略）</p>	
51	<p>(7) 福祉避難所</p> <p>ア 市は、一般の避難所では生活することが困難な<u>避難行動要支援者</u>を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。指定福祉避難所は、資料 17-02<福祉避難所一覧表>のとおりである。</p>	<p>(7) 福祉避難所</p> <p>ア 市は、一般の避難所では生活することが困難な<u>要配慮者</u>を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。指定福祉避難所は、資料 17-02<福祉避難所一覧表>のとおりである。</p>	<p>○災害時の避難等に特に支援が必要な避難行動要支援者のみならず、要配慮特性に応じたすべての者を対象とするため、「要配慮</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（平成30年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
52	<p>イ 市は、<u>避難行動要支援者</u>の要配慮特性に応じ、すべての<u>避難行動要支援者</u>を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。</p> <p>ウ 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「福祉避難所の設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に<u>避難行動要支援者</u>の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。</p> <p>エ 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災会、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、<u>避難行動要支援者</u>の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。</p> <p>オ （略）</p> <p>(8)～(11) （略）</p> <p>(12) 知事等への報告</p> <p>市長は、避難の勧告又は指示をした場合及び避難所を開設した場合には、勧告又は指示の別、発令者、発令の理由、日時、避難の対象区域、避難先などを記録するとともに直ちに、<u>県西部危機管理局</u>及び磐田警察署に報告する。</p> <p>(13) （略）</p> <p>3～7 （略）</p>	<p>イ 市は、<u>要配慮者</u>の要配慮特性に応じ、すべての<u>要配慮者</u>を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。</p> <p>ウ 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「福祉避難所の設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に<u>要配慮者</u>の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。</p> <p>エ 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災会、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、<u>要配慮者</u>の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。</p> <p>オ （略）</p> <p>(8)～(11) （略）</p> <p>(12) 知事等への報告</p> <p>市長は、避難の勧告又は指示をした場合及び避難所を開設した場合には、勧告又は指示の別、発令者、発令の理由、日時、避難の対象区域、避難先などを記録するとともに直ちに、<u>県西部地域局</u>及び磐田警察署に報告する。</p> <p>(13) （略）</p> <p>3～7 （略）</p>	<p>者」に修正する。</p>
55	<p>第8節 愛玩動物救護計画</p> <p>1 （略）</p> <p>2 同行避難動物への対応</p> <p>(1) 市の対応</p> <p><u>「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」</u>（環境省作成）、<u>「災害時における愛玩動物対策行動指針」</u>（県作成）等により、避難所における<u>ペット</u>の取扱い等について、広く住民に周知を行う。</p> <p>(2) （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>第8節 愛玩動物救護計画</p> <p>1 （略）</p> <p>2 同行避難動物への対応</p> <p>(1) 市の対応</p> <p><u>「人とペットの災害対策ガイドライン」</u>（環境省作成）、<u>「災害時における愛玩動物対策行動指針」</u>、<u>「避難所のペット飼育管理ガイドライン」</u>（県作成）により、避難所における<u>愛玩動物</u>の取扱い等について、広く住民に周知を行う。</p> <p>(2) （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>○環境省のガイドライン改訂、また、県において「避難所のペット飼育管理ガイドライン」を策定したことに伴い修正された県地域防災計画（共通対策編）との整合を図る。</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（平成 30 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
59 60	<p>第 1 1 節 給水計画</p> <p>1 主旨 この計画は、災害により現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するため<u>災害救助法に基づいて行う</u>実施事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 給水実施方法</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 補給水源及び<u>ろ水機</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>ろ水機</u>の配置先は、資料 20-02<<u>ろ水機</u>等配置先一覧表>のとおりである。</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>4</u> 知事への要請事項</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>第 1 1 節 給水計画</p> <p>1 主旨 この計画は、災害により現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するため、<u>市</u>の実施事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 給水実施方法</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 補給水源及び<u>浄水装置</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>浄水装置</u>の配置先は、資料 20-02<<u>可搬式浄水装置</u>等配置先一覧表>のとおりである。</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>4</u> 簡易水道組合への協力 <u>市は、簡易水道組合が実施する応急給水活動及び応急復旧の状況を把握するとともに、要請に応じて必要な協力を行う。</u></p> <p><u>5</u> 知事への要請事項</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>○給水計画の実施主体が市であることを明確にし、簡易水道組合が実施する給水活動及び給水施設の応急復旧について、その要請に基づいて協力する旨を追記する。</p> <p>○ろ水機の名称を変更</p> <p>○簡易水道組合への協力を追加</p>
71	<p>第 1 9 節 輸送計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害救助法の規定による輸送の範囲</p> <p>(1) 輸送の範囲</p> <p>ア 被災者の避難 _____</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>災害にかかった者</u>の救出</p> <p>エ (略)</p> <p>オ <u>遺体</u>の搜索</p> <p>カ <u>遺体処理（埋葬を除く。）</u></p> <p>キ (略)</p> <p>ただし、特に必要な場合には事前に知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て、上記以外についても輸送を実施することができる。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>第 1 9 節 輸送計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害救助法の規定による輸送の範囲</p> <p>(1) 輸送の範囲</p> <p>ア 被災者の避難<u>に係る支援</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>被災者</u>の救出</p> <p>エ (略)</p> <p>オ <u>死体</u>の搜索</p> <p>カ <u>死体の処理</u></p> <p>キ (略)</p> <p>ただし、特に必要な場合には事前に知事と協議し、内閣総理大臣の同意を得て、上記以外についても輸送を実施することができる。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）と表現を統一するために修正された県地域防災計画（共通対策編）との整合を図る。</p>

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（平成30年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
85	<p>3・4 （略）</p> <p>第28節 自衛隊派遣要請要求計画</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 市長の災害派遣要請の要求手続</p> <p>(1) （略）</p> <p>86 (2) 災害派遣要請の要求手続</p> <p>市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。</p> <p>ア 提出先（連絡先） 静岡県危機管理部危機対策課（この場合、<u>県西部危機管理局</u>を経由する。）</p> <p>イ・ウ （略）</p> <p>4～7 （略）</p>	<p>3・4 （略）</p> <p>第28節 自衛隊派遣要請要求計画</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 市長の災害派遣要請の要求手続</p> <p>(1) （略）</p> <p>86 (2) 災害派遣要請の要求手続</p> <p>市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。</p> <p>ア 提出先（連絡先） 静岡県危機管理部危機対策課（この場合、<u>県西部地域局</u>を経由する。）</p> <p>イ・ウ （略）</p> <p>4～7 （略）</p>	<p>○県の組織改編に伴う修正。 以下、第29節及び第35節に同じ。</p>
88	<p>第29節 海上保安庁に対する支援要請依頼計画</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 市長の支援要請の依頼手続</p> <p>市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。また、知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。</p> <p>(1) 提出先（連絡先） 静岡県危機対策課（この場合、<u>県西部危機管理局</u>を経由する。）</p> <p>(2)・(3) （略）</p>	<p>第29節 海上保安庁に対する支援要請依頼計画</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 市長の支援要請の依頼手続</p> <p>市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。また、知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。</p> <p>(1) 提出先（連絡先） 静岡県危機対策課（この場合、<u>県西部地域局</u>を経由する。）</p> <p>(2)・(3) （略）</p>	

磐田市地域防災計画（一般災害対策編） 新旧対照表（平成30年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
92	<p>第3 5節 突発的災害に係る応急対策計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市の体制</p> <p>市は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう、突発的災害配備体制により、初期の情報収集にあたる。</p> <p>事態の推移により必要な場合には速やかに災害対策本部を設置し、救出、救助等の応急対策を実施する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 災害対策本部の実施する応急対策</p> <p>被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。</p> <p>ア (略)</p>	<p>第3 5節 突発的災害に係る応急対策計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市の体制</p> <p>市は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう、突発的災害配備体制により、初期の情報収集にあたる。</p> <p>事態の推移により必要な場合には速やかに災害対策本部を設置し、救出、救助等の応急対策を実施する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 災害対策本部の実施する応急対策</p> <p>被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。</p> <p>ア (略)</p>	
94	<p>イ 各機関への要請</p> <p>(7) 自衛隊への災害派遣要請要求</p> <p>自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、<u>県西部危機管理局</u>を経由し、知事に要請を要求するものとする。手続きは第2 8節「自衛隊派遣要請要求計画」によるものとする。</p> <p>(イ) 海上保安庁への支援要請依頼</p> <p>人や物資の緊急輸送及び災害応急対策について必要がある場合には、<u>県西部危機管理局</u>を経由し、知事に支援要請を依頼するものとする。要請依頼の方法、手続きは第2 9節「海上保安庁に対する支援要請依頼計画」によるものとする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>イ 各機関への要請</p> <p>(7) 自衛隊への災害派遣要請要求</p> <p>自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、<u>県西部地域局</u>を経由し、知事に要請を要求するものとする。手続きは第2 8節「自衛隊派遣要請要求計画」によるものとする。</p> <p>(イ) 海上保安庁への支援要請依頼</p> <p>人や物資の緊急輸送及び災害応急対策について必要がある場合には、<u>県西部地域局</u>を経由し、知事に支援要請を依頼するものとする。要請依頼の方法、手続きは第2 9節「海上保安庁に対する支援要請依頼計画」によるものとする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（平成30年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	<p>第1編 総論</p> <p>第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>13-1～13-3 (略)</p> <p>13-4 指定地方行政機関</p> <p>1～8 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第1編 総論</p> <p>第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>13-1～13-3 (略)</p> <p>13-4 指定地方行政機関</p> <p>1～8 (略)</p> <p><u>9 国土地理院中部地方測量部</u></p> <p><u>(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</u></p> <p><u>(2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</u></p> <p><u>(3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</u></p> <p><u>(4) 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</u></p> <p><u>10 環境省関東地方環境事務所</u></p> <p><u>(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</u></p> <p><u>(2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u></p> <p><u>(3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</u></p> <p><u>(4) 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</u></p> <p><u>11 防衛省南関東防衛局</u></p> <p><u>(1) 所管財産使用に関する連絡調整</u></p> <p><u>(2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整</u></p> <p><u>(3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</u></p>	<p>○これまで記載漏れであった国土地理院中部地方測量部を指定地方行政機関に追加</p> <p>○新たに環境省関東地方環境事務所、防衛省南関東防衛局を指定地方行政機関に追加</p>

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（平成30年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	第2編 平常時対策	第2編 平常時対策	
25	第3章 地震・津波防災訓練の実施	第3章 地震・津波防災訓練の実施	
26	23-1 磐田市 1 (略)	23-1 磐田市 1 (略)	
26	2 県の実施する訓練への参加 県が実施する地震防災訓練に積極的に参加する。この場合の訓練は、前記1(1)の総合防災訓練に定めるもののほか、 <u>静岡県西部危機管理局</u> との連携又は協議して定めた事項について実施する。 23-2～23-4 (略)	2 県の実施する訓練への参加 県が実施する地震防災訓練に積極的に参加する。この場合の訓練は、前記1(1)の総合防災訓練に定めるもののほか、 <u>静岡県西部地域局</u> との連携又は協議して定めた事項について実施する。 23-2～23-4 (略)	○県の組織改編に伴う修正
27	第4章 地震災害予防対策の推進	第4章 地震災害予防対策の推進	
31	24-1～24-7 (略) 24-8 危険予想地域における災害の予防 1・2 (略)	24-1～24-7 (略) 24-8 危険予想地域における災害の予防 1・2 (略)	
34	3 津波災害予防対策の推進 (1) (略) (2) 津波に強いまちづくり ア～キ (略) ク 市が作成する <u>津波避難行動計画</u> やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次地震被害想定を基に点検、見直しを促進する。 ケ・コ (略)	3 津波災害予防対策の推進 (1) (略) (2) 津波に強いまちづくり ア～キ (略) ク 市が作成する <u>津波避難計画</u> やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次地震被害想定を基に点検、見直しを促進する。 ケ・コ (略)	○誤字の訂正
35	24-9・24-10 (略) 24-11 生活の確保 警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。	24-9・24-10 (略) 24-11 生活の確保 警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。	
	1 食料及び生活必需品の確保 (1) (略) (2) 市民が実施すべき事項 ア (略) イ <u>アのうち、3日分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等を含む</u> 非常持出品の準備	1 食料及び生活必需品の確保 (1) (略) (2) 市民が実施すべき事項 ア (略) イ <u>避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の</u> 非常持出品の準備	○非常持出品の量等について整理し、県地域防災計画（地震対策編）の修正内容を反映させる。

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（平成30年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
36	<p>ウ・エ （略）</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>2 飲料水の確保</p> <p>(1) 市が実施すべき事項</p> <p>ア～エ （略）</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>ウ・エ （略）</p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>2 飲料水の確保</p> <p>(1) 市が実施すべき事項</p> <p>ア～エ （略）</p> <p><u>オ 簡易水道組合に対し、応急給水対策等に必要な指導、助言を行う。</u></p>	
37	<p>3～6 （略）</p> <p>7 避難所の指定及び資機材等の整備</p> <p>市は地震発生に備えあらかじめ避難所を指定するとともに必要な資機材等を整備し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておくものとする。</p>	<p>3～6 （略）</p> <p>7 避難所の指定及び資機材等の整備</p> <p>市は地震発生に備えあらかじめ避難所を指定するとともに必要な資機材等を整備し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておくものとする。</p>	<p>○簡易水道組合に対して応急給水対策等に関する必要な指導、助言を行う旨を追加</p>
38	<p>(1) （略）</p> <p>(2) 避難所資機材等の整備</p> <p>避難所には、必要に応じて次に掲げる設備、資機材等を整備する。なお、要配慮者に配慮した資機材等についても整備に努めるものとする。</p> <p>ア～ク （略）</p> <p>ケ 仮設トイレ _____</p> <p>コ～シ （略）</p>	<p>(1) （略）</p> <p>(2) 避難所資機材等の整備</p> <p>避難所には、必要に応じて次に掲げる設備、資機材等を整備する。なお、要配慮者に配慮した資機材等についても整備に努めるものとする。</p> <p>ア～ク （略）</p> <p>ケ 仮設トイレ、<u>ポータブルトイレ、携帯トイレ</u></p> <p>コ～シ （略）</p>	<p>○県が新たに作成した「避難生活の手引き」、並びに「避難所運営マニュアル」の改訂に伴って修正された県地域防災計画（地震対策編）との整合を図る。</p>
	<p>8・9 （略）</p> <p>24-12 緊急輸送活動の確保</p> <p>道路管理者及び漁港管理者は、発災後の道路及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案しておくものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>24-13～24-18 （略）</p>	<p>8・9 （略）</p> <p>24-12 緊急輸送活動体制の整備</p> <p><u>1</u> 道路管理者及び漁港管理者は、発災後の道路及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</p> <p><u>2 建設産業の若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、市は将来にわたる担い手確保のため、建設業界の担い手確保・育成の取組を支援するものとする。</u></p> <p><u>3</u> 障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案しておくものとする。</p> <p><u>4 災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。</u></p> <p>24-13～24-18 （略）</p>	<p>○建設業界の担い手の確保・育成の取組を支援するとともに、災害時における円滑な避難や、緊急物資の輸送等を行う防災上重要な道路の機能を維持・確保するため、その沿道建築物の耐震化の促進を図るよう整理し、県地域防災計画（地震対策編）の修正内容を反映させる。</p>

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（平成30年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
49	<p>第4編 地震防災応急計画</p> <p>東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時(以下「東海地震注意情報発表時」という。)から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒宣言が解除されるまでの間において、市、市民、自主防災会、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。</p> <p>なお、東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また、東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、職員の参集等防災体制の確保、市民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時における地震防災応急対策のうち、生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施にあたっては、市、防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。</p> <p>また、地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第4編 地震防災応急計画</p> <p>東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時(以下「東海地震注意情報発表時」という。)から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒宣言が解除されるまでの間において、市、市民、自主防災会、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。</p> <p>なお、東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また、東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、職員の参集等防災体制の確保、市民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時における地震防災応急対策のうち、生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施にあたっては、市、防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。</p> <p>また、地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。</p> <p><u>平成29年11月から気象庁が南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」(資料編・資料9-06)を発表する暫定的な運用が開始されたことから、当該情報が発表されたときの市が実施する暫定的な防災対応については第15章に定める。</u></p> <p><u>なお、暫定的な運用の開始に伴い、気象庁は東海地震のみに着目した「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震に関連する調査情報」の発表は行わないこととし、中央防災会議幹事会決定において「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」をはじめとする東海地震に関する既存の計画等(「東海地震応急対策活動要領」等を含む。)については、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められる際に、見直すこととする。」と決定したことから、磐田市地域防災計画についても、新たな防災対応が定められ</u></p>	<p>○南海トラフ地震に関連する情報の運用開始に伴い、これまでの東海地震予知情報等の取扱いなど今後の方針を追記し、県地域防災計画(地震対策編)の修正内容を反映させる。</p>

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（平成30年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
53	第1章 防災関係機関の活動 41-1～41-5 (略)	第1章 防災関係機関の活動 41-1～41-5 (略)	
54	41-6 警戒宣言発令時の防災関係機関の活動 1 指定地方行政機関 (1)～(7) (略)	41-6 警戒宣言発令時の防災関係機関の活動 1 指定地方行政機関 (1)～(7) (略)	
63	(追加) 2・3 (略)	(8) <u>国土地理院中部地方測量部</u> <u>ア 関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。</u> 2・3 (略)	○これまで記載漏れであった国土地理院中部地方測量部を指定地方行政機関に追加
65	第7章 避難活動 47-1 (略)	第7章 避難活動 47-1 (略)	
69	47-2 避難地の設置及び避難生活 1 基本方針 市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、「 <u>避難生活計画書</u> 」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災会及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。	47-2 避難地の設置及び避難生活 1 基本方針 市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、 <u>避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等</u> に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災会及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。	○避難生活計画書に限らず、幅広く読める表現に改め、県地域防災計画（地震対策編）の修正内容を反映させる。
70	2 (略)	2 (略)	
70	第10章 地域への救援活動 410-1・410-2 (略)	第10章 地域への救援活動 410-1・410-2 (略)	
70	410-3 飲料水等の確保 1 磐田市 (1)～(4) (略) (追加) 2 (略)	410-3 飲料水等の確保 1 磐田市 (1)～(4) (略) (5) <u>簡易水道組合が実施する応急給水対策の確認を行う。</u> 2 (略)	○簡易水道組合が実施する応急給水対策の確認を追加
70	410-4 (略)	410-4 (略)	

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（平成30年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
74	<p>第12章 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置</p> <p>412-1 東海地震注意情報発表時の措置</p> <p>1 水道（市_____） 飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。</p> <p>2～11 （略）</p>	<p>第12章 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置</p> <p>412-1 東海地震注意情報発表時の措置</p> <p>1 水道（市、<u>簡易水道組合</u>） 飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。</p> <p>2～11 （略）</p>	<p>○水道事業に係る防災関係機関として簡易水道組合を追加（以下、第13章において同じ。）</p>
76	<p>412-2 警戒宣言発令時の措置</p> <p>1 水道（市_____）</p> <p>(1) 飲料水の供給は継続する。</p> <p>(2) 地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。</p> <p>2～11 （略）</p>	<p>412-2 警戒宣言発令時の措置</p> <p>1 水道（市、<u>簡易水道組合</u>）</p> <p>(1) 飲料水の供給は継続する。</p> <p>(2) 地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。</p> <p>2～11 （略）</p>	
78	<p>第13章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策</p> <p>413-1 （略）</p>	<p>第13章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策</p> <p>413-1 （略）</p>	
79	<p>413-2 東海地震注意情報発表時の応急対策</p> <p>1 （略）</p> <p>2 各施設等の計画において定める個別事項</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>(9) 水道事業（市_____） 第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」において定める内容に準ずる。</p> <p>(10)・(11) （略）</p>	<p>413-2 東海地震注意情報発表時の応急対策</p> <p>1 （略）</p> <p>2 各施設等の計画において定める個別事項</p> <p>(1)～(8) （略）</p> <p>(9) 水道事業（市、<u>簡易水道組合</u>） 第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」において定める内容に準ずる。</p> <p>(10)・(11) （略）</p>	
81	<p>413-3 警戒宣言発令時の応急対策</p> <p>1 （略）</p> <p>2 各施設等の計画において定める個別事項</p> <p>(1)～(8) （略）</p>	<p>413-3 警戒宣言発令時の応急対策</p> <p>1 （略）</p> <p>2 各施設等の計画において定める個別事項</p> <p>(1)～(8) （略）</p>	
83	<p>(9) 水道事業（市_____） 第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」において定める内容に準ずる。</p> <p>(10)・(11) （略）</p>	<p>(9) 水道事業（市、<u>簡易水道組合</u>） 第12章「防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置」において定める内容に準ずる。</p> <p>(10)・(11) （略）</p>	

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（平成30年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨								
84	(追加)	<p><u>第15章 南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの間の暫定的な対応について</u> <u>計画作成の主旨</u> <u>南海トラフ地震に関連する情報発表時の新たな防災対応が定められるまでの間の暫定的な対応の概要について定める。</u> <u>計画の内容</u> <u>「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）発表時の市が実施する防災対応等について</u></p> <table border="1" data-bbox="996 515 1836 1345"> <thead> <tr> <th data-bbox="996 515 1301 552">区 分</th> <th data-bbox="1301 515 1836 552">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="996 552 1301 730"> <u>南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報発表時</u> </td> <td data-bbox="1301 552 1836 730"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>情報収集体制をとる。</u> ※<u>第1章 防災関係機関の活動、41-1 東海地震注意情報が発表されたときの市の行う活動のうち、「東海地震に関する調査情報（臨時）」が発表された場合に準ずる。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="996 730 1301 1198"> <u>南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報発表時</u> </td> <td data-bbox="1301 730 1836 1198"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事前配備体制（災害対策準備室）をとる。</u> ・ <u>磐田市危機管理方針に定める危機管理連絡会議を開催し、必要な対応について検討を行う。</u> ※<u>気象庁による発生した現象及びその評価結果の発表、並びに県の防災対応等を踏まえ、状況に応じて全職員動員体制をとるものとする。</u> ・ <u>その他次の措置を講ずる。</u> <ul style="list-style-type: none"> ア <u>市民への広報（呼びかけ）</u> イ <u>所管する防災上重要な施設等の点検</u> ウ <u>大規模地震発生後の災害応急対策の確認</u> エ <u>動員体制の確保</u> オ <u>県その他防災関係機関との連絡</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="996 1198 1301 1345"> <u>市内で強い地震動を観測するなど、既に災害対策本部が設置されている場合等</u> </td> <td data-bbox="1301 1198 1836 1345"> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>既に設置されている災害対策本部での対応によるものとする。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	<u>南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報発表時</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>情報収集体制をとる。</u> ※<u>第1章 防災関係機関の活動、41-1 東海地震注意情報が発表されたときの市の行う活動のうち、「東海地震に関する調査情報（臨時）」が発表された場合に準ずる。</u> 	<u>南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報発表時</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事前配備体制（災害対策準備室）をとる。</u> ・ <u>磐田市危機管理方針に定める危機管理連絡会議を開催し、必要な対応について検討を行う。</u> ※<u>気象庁による発生した現象及びその評価結果の発表、並びに県の防災対応等を踏まえ、状況に応じて全職員動員体制をとるものとする。</u> ・ <u>その他次の措置を講ずる。</u> <ul style="list-style-type: none"> ア <u>市民への広報（呼びかけ）</u> イ <u>所管する防災上重要な施設等の点検</u> ウ <u>大規模地震発生後の災害応急対策の確認</u> エ <u>動員体制の確保</u> オ <u>県その他防災関係機関との連絡</u> 	<u>市内で強い地震動を観測するなど、既に災害対策本部が設置されている場合等</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>既に設置されている災害対策本部での対応によるものとする。</u> 	<p>○県地域防災計画（地震対策編）の修正内容を参考にして、南海トラフ地震に関連する情報発表時の市の暫定的な防災対応について追記する。</p>
区 分	内 容										
<u>南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報発表時</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>情報収集体制をとる。</u> ※<u>第1章 防災関係機関の活動、41-1 東海地震注意情報が発表されたときの市の行う活動のうち、「東海地震に関する調査情報（臨時）」が発表された場合に準ずる。</u> 										
<u>南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報発表時</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事前配備体制（災害対策準備室）をとる。</u> ・ <u>磐田市危機管理方針に定める危機管理連絡会議を開催し、必要な対応について検討を行う。</u> ※<u>気象庁による発生した現象及びその評価結果の発表、並びに県の防災対応等を踏まえ、状況に応じて全職員動員体制をとるものとする。</u> ・ <u>その他次の措置を講ずる。</u> <ul style="list-style-type: none"> ア <u>市民への広報（呼びかけ）</u> イ <u>所管する防災上重要な施設等の点検</u> ウ <u>大規模地震発生後の災害応急対策の確認</u> エ <u>動員体制の確保</u> オ <u>県その他防災関係機関との連絡</u> 										
<u>市内で強い地震動を観測するなど、既に災害対策本部が設置されている場合等</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>既に設置されている災害対策本部での対応によるものとする。</u> 										

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（平成30年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
85 86 88	<p>第5編 災害応急対策</p> <p>第1章 防災関係機関の活動</p> <p>51-1・51-2 (略)</p> <p>51-3 静岡県及び防災関係機関</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>4～6 (略)</p>	<p>第5編 災害応急対策</p> <p>第1章 防災関係機関の活動</p> <p>51-1・51-2 (略)</p> <p>51-3 静岡県及び防災関係機関</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 国土地理院中部地方測量部</u></p> <p><u>ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</u></p> <p><u>イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</u></p> <p><u>ウ 地理情報システムの活用を図る。</u></p> <p><u>(10) 環境省関東地方環境事務所</u></p> <p><u>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</u></p> <p><u>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u></p> <p><u>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</u></p> <p><u>エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</u></p> <p><u>(11) 防衛省南関東防衛局</u></p> <p><u>ア 所管財産使用に関する連絡調整</u></p> <p><u>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整</u></p> <p><u>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</u></p> <p>4～6 (略)</p>	<p>○これまで記載漏れであった国土地理院中部地方測量部を指定地方行政機関に追加</p> <p>○新たに環境省関東地方環境事務所、防衛省南関東防衛局を指定地方行政機関に追加</p>
103	<p>第7章 避難活動</p> <p>57-1 避難対策</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 避難の<u>勧告又は指示</u></p> <p>(1) <u>勧告・指示</u>の基準</p> <p>ア 市長は、<u> </u>災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及</p>	<p>第7章 避難活動</p> <p>57-1 避難対策</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 避難の<u>ための指示等</u></p> <p>(1) <u>指示等</u>の基準</p> <p>ア 市長は、<u>津波による</u>災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及</p>	<p>○内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」において、津波に対しては、避難</p>

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（平成30年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
104	<p>び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し「<u>避難勧告</u>」をする。また、<u>危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは「避難指示（緊急）」をする。</u></p> <p>イ （略）</p> <p>ウ 知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難の<u>勧告又は指示</u>をする。この場合、知事はその旨を公示する。</p> <p>エ （略）</p> <p>(2) <u>勧告・指示</u>の内容 避難の<u>勧告又は指示</u>を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ア 避難の<u>勧告又は指示</u>が出された地域名 イ～エ （略）</p> <p>(3) <u>勧告・指示</u>の伝達方法 市長は、避難の<u>勧告又は指示</u>をしたときは、直ちに<u>勧告又は指示</u>が出された地域の住民に対して、同報系防災行政無線等により広報するほか、警察官、海上保安官、自主防災会等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。</p> <p>4 津波からの避難対策 津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。</p> <p>(1) 市が実施する自衛措置 ア 津波注意報が発表されたとき (ア) 安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は、住民に対して<u>避難の勧告又は指示</u>を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市長が行う<u>避難の勧告又は指示</u>については57-1「避難対策」の3「避難の<u>勧告又は指示</u>」に準ずる。 (イ) （略） (ウ) 釣人・サーファー・遊泳者等（以下「釣人等」という。）に対し、<u>避難の勧告又は指示</u>の伝達に努める。</p> <p>イ <u>津波警報</u>が発表されたとき</p>	<p>び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し、<u>基本的には避難指示（緊急）を発令する。ただし、遠地地震に伴う津波については、必要に応じて避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告を発令する。</u></p> <p>イ （略）</p> <p>ウ 知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難の<u>指示、避難準備・高齢者等避難開始又は避難勧告（以下「指示等」という。）</u>をする。この場合、知事はその旨を公示する。</p> <p>エ （略）</p> <p>(2) <u>指示等</u>の内容 避難の<u>指示等</u>を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ア 避難の<u>指示等</u>が出された地域名 イ～エ （略）</p> <p>(3) <u>指示等</u>の伝達方法 市長は、避難の<u>指示等</u>をしたときは、直ちに<u>指示等</u>が出された地域の住民に対して、同報系防災行政無線等により広報するほか、警察官、海上保安官、自主防災会等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。</p> <p>4 津波からの避難対策 津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。</p> <p>(1) 市が実施する自衛措置 ア 津波注意報が発表されたとき (ア) 安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は、住民に対して<u>避難指示（緊急）</u>を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市長が行う<u>避難指示（緊急）</u>については57-1「避難対策」の3「避難の<u>ための指示等</u>」に準ずる。 (イ) （略） (ウ) 釣人・サーファー・遊泳者等（以下「釣人等」という。）に対し、<u>避難指示（緊急）</u>の伝達に努める。</p> <p>イ <u>大津波警報</u>・津波警報が発表されたとき</p>	<p>準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示（緊急）のみを発令するとされたことに伴い、所要の整理を行い、県地域防災計画（地震対策編）の修正内容を反映させる。以下、57-1において同じ。</p>

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（平成30年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
105	<p>市長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び釣人等に対し、あらゆる手段をもって緊急に<u>避難の勧告又は指示</u>を伝達するなどの必要な措置をとる。</p> <p>ウ 震度6弱以上の強い揺れを感じたとき 市長は、直ちに津波危険予想地域にある住民、漁業・港湾関係者等及び釣人等に対し、<u>避難の勧告又は指示</u>を伝達するなどの必要な措置をとる。</p> <p>エ 津波注意報又は津波警報は発表されていないが震度4程度以上の地震を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき (ア)・(イ) (略) (ウ) <u>避難勧告、指示等</u> 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は、住民、漁業・港湾関係者等及び釣人等に対し<u>避難の勧告又は指示</u>を伝達するなどの必要な措置をとる。</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) 住民等が実施する自衛措置 ア 海浜付近の住民及び釣人等は、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、<u>避難の勧告又は指示</u>を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、避難地等の安全な場所に避難するものとする。また、強い揺れを感じなかったときでも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。</p> <p>イ (略) 5～10 (略)</p>	<p>市長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び釣人等に対し、あらゆる手段をもって緊急に<u>避難指示（緊急）</u>を伝達するなどの必要な措置をとる。</p> <p>ウ 震度6弱以上の強い揺れを感じたとき 市長は、直ちに津波危険予想地域にある住民、漁業・港湾関係者等及び釣人等に対し、<u>避難指示（緊急）</u>を伝達するなどの必要な措置をとる。</p> <p>エ 津波注意報又は津波警報は発表されていないが震度4程度以上の地震を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき (ア)・(イ) (略) (ウ) <u>避難の指示等</u> 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は、住民、漁業・港湾関係者等及び釣人等に対して<u>避難指示（緊急）</u>を伝達するなどの必要な措置をとる。</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) 住民等が実施する自衛措置 ア 海浜付近の住民及び釣人等は、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、<u>避難指示（緊急）</u>を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、避難地等の安全な場所に避難するものとする。また、強い揺れを感じなかったときでも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。</p> <p>イ (略) 5～10 (略)</p>	
106	<p>57-2 避難所の開設及び避難生活</p> <p>1 基本方針 市は、避難を必要とする被災者の救助のために避難所を開設するとともに、<u>「避難生活計画書」</u>に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災会及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。 なお、避難所の運営にあたっては、県が作成した<u>「避難所運営マニュアル」</u>を参考とし、</p>	<p>57-2 避難所の開設及び避難生活</p> <p>1 基本方針 市は、避難を必要とする被災者の救助のために避難所を開設するとともに、<u>「避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等」</u>に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災会及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。 なお、避難所の運営にあたっては、県が作成した<u>「避難生活の手引き」</u>、<u>「避難所運営マニュアル」</u>や市の<u>「避難所運営マニュアル」</u>等を参考とし、</p>	<p>○避難生活計画書に限らず、幅広く読める表現に改め、県地域防災計画（地震対策編）の修正内容を反映させる。 ○県が新たに作成した「避難生活の手引き」、並びに「避</p>

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（平成30年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
107	<p>要配慮者等に配慮するものとする。</p> <p>2 避難所の開設及び避難生活</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 福祉避難所</p> <p>ア 市は、一般の避難所では生活することが困難な<u>避難行動要支援者</u>を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。指定福祉避難所は、資料 17-02<福祉避難所一覧表>のとおりである。</p> <p>イ 市は、<u>避難行動要支援者</u>の要配慮特性に応じ、すべての<u>避難行動要支援者</u>を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。</p> <p>ウ 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「福祉避難所の設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に<u>避難行動要支援者</u>の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。</p> <p>エ 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災会、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、<u>避難行動要支援者</u>の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。</p> <p>オ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 避難所の運営</p> <p>ア～エ (略)</p>	<p>要配慮者等に配慮するものとする。</p> <p>2 避難所の開設及び避難生活</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 福祉避難所</p> <p>ア 市は、一般の避難所では生活することが困難な<u>要配慮者</u>を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。指定福祉避難所は、資料 17-02<福祉避難所一覧表>のとおりである。</p> <p>イ 市は、<u>要配慮者</u>の要配慮特性に応じ、すべての<u>要配慮者</u>を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。</p> <p>ウ 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「福祉避難所の設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に<u>要配慮者</u>の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。</p> <p>エ 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災会、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、<u>要配慮者</u>の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。</p> <p>オ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 避難所の運営</p> <p>ア～エ (略)</p>	<p>難所運営マニュアル」の改訂に伴って修正された県地域防災計画（地震対策編）との整合を図る。</p> <p>○災害時の避難等に特に支援が必要な避難行動要支援者のみならず、要配慮特性に応じたすべての者を対象とするため、「要配慮者」に修正する。</p>
108	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>オ</u> 市は、援護が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、この内、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。</p> <p><u>カ</u> 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p>	<p><u>オ</u> <u>運営が軌道に乗り次第、市、自主防災会及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。市、自主防災会及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。</u></p> <p><u>カ</u> 市は、援護が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、この内、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。</p> <p><u>キ</u> 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p>	<p>○県が新たに作成した「避難生活の手引き」、並びに「避難所運営マニュアル」の改訂に伴って修正された県地域防災計画（地震対策編）との整合を図る。</p>

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（平成30年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
112 113	<p><u>キ</u> 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等へ報告を行うものとする。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>第10章 地域への救援活動</p> <p>510-1 (略)</p> <p>510-2 給水活動</p> <p>1 磐田市</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(2)</u> 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>(3)</u> 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。</p> <p><u>(4)</u> 地震発生後約8日を目途に仮設共用栓等を設置し最低の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日20リットルを目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>2</u> 市民及び自主防災会</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市 <u> </u> の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。</p> <p>510-3～510-12 (略)</p>	<p><u>ク</u> 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等へ報告を行うものとする。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>第10章 地域への救援活動</p> <p>510-1 (略)</p> <p>510-2 給水活動</p> <p>1 磐田市</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 簡易水道組合が実施する応急給水活動状況を把握するとともに、要請に応じて必要な協力を行う。</u></p> <p><u>(3)</u> 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>(4)</u> 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。</p> <p><u>(5)</u> 地震発生後約8日を目途に仮設共用栓等を設置し最低の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日20リットルを目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。</p> <p><u>2 簡易水道組合</u></p> <p><u>(1) 応急給水活動は、可能な限り自らの責任において実施するよう努める。</u></p> <p><u>(2) 応急給水活動が困難な場合は、市及び自主防災会に対し協力を要請する。</u></p> <p><u>3</u> 市民及び自主防災会</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市、<u>簡易水道組合</u> の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。</p> <p>510-3～510-12 (略)</p>	<p>○市が実施する給水活動に、簡易水道組合への協力を追加</p> <p>○給水活動に係る簡易水道組合の責務を追加</p> <p>○市民、自主防災会に対し、簡易水道組合が実施する応急給水への協力を追加</p>

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（平成30年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
128	第1 5章 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策 1 (略) 2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項 (1)～(4) (略)	第1 5章 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策 1 (略) 2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項 (1)～(4) (略)	
129	(5) 水道、電気及びガス事業 ア 水道（ 磐田市 ） 水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。 イ・ウ (略) (6) (略)	(5) 水道、電気及びガス事業 ア 水道（ 市、簡易水道組合 ） 水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。 イ・ウ (略) (6) (略)	○水道事業者として簡易水道組合を追加
第6編 復旧・復興対策		第6編 復旧・復興対策	
第1章 防災関係機関の活動		第1章 防災関係機関の活動	
6 1-1～6 1-3 (略)		6 1-1～6 1-3 (略)	
131	6 1-4 防災関係機関 1 指定地方行政機関 (1)～(8) (略)	6 1-4 防災関係機関 1 指定地方行政機関 (1)～(8) (略)	
132	<u>(追加)</u>	<u>(9) 国土地理院中部地方測量部</u> ア <u>国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。</u> イ <u>地理情報システムの活用を図る。</u> ウ <u>位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等実施する。</u>	○これまで記載漏れであった国土地理院中部地方測量部を指定地方行政機関に追加
	<u>(追加)</u>	<u>(10) 環境省関東地方環境事務所</u> ア <u>有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</u> イ <u>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u> ウ <u>行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</u> エ <u>放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</u>	○新たに環境省関東地方環境事務所、防衛省南関東防衛局を指定地方行政機関に追加

磐田市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 新旧対照表（平成 30 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
	<p><u>(追加)</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p><u>(11) 防衛省南関東防衛局</u></p> <p><u>ア 所管財産使用に関する連絡調整</u></p> <p><u>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整</u></p> <p><u>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</u></p> <p>2・3 (略)</p>	

磐田市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（平成 30 年度）

頁	現 行	修 正 案	修正要旨
11	<p style="text-align: center;">第 2 章 原子力災害予防対策</p> <p>第 3 節 原子力防災専門官及び<u>地方放射線モニタリング対策官</u>との連携</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、県や関係市町等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、県と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された<u>地方放射線モニタリング対策官</u>と連携を図り、実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 大規模地震対策</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 原子力災害予防対策</p> <p>第 3 節 原子力防災専門官及び<u>上席放射線防災専門官</u>との連携</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、県や関係市町等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、県と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された<u>上席放射線防災専門官</u>と連携を図り、実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 大規模地震対策</p>	<p>○原子力規制庁の組織改編に伴う修正</p>
42	<p>第 3 節 地震災害応急対策</p> <p>1 原子力事業者は、御前崎市で震度 5 弱及び震度 5 強が観測された場合、県内で震度 6 弱以上が観測された場合又は<u> </u>県内沿岸に津波警報が発表された場合は、直ちに原子力発電所の施設、設備等を点検するとともに、その点検結果を異常の有無にかかわらず、資料 5-10<大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書>により報告するものとする。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>第 3 節 地震災害応急対策</p> <p>1 原子力事業者は、御前崎市で震度 5 弱及び震度 5 強が観測された場合、県内で震度 6 弱以上が観測された場合又は<u>御前崎市を含む</u>県内沿岸に津波警報が発表された場合は、直ちに原子力発電所の施設、設備等を点検するとともに、その点検結果を異常の有無にかかわらず、資料 5-10<大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書>により報告するものとする。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>○原子力災害対策指針の改正（地震、津波等の自然災害の発生箇所を原子力発電所の所在都道府県から所在市町村へ変更）に伴う修正</p>